

2016年12月吉日

## 健保だより 12

新電元工業健康保険組合  
理事長 中村 政則

### 薬の有効期限（保存方法）

体調を崩したとき、以前に処方してもらった薬が残っていると飲んでも大丈夫かなと思うことが、皆さんも経験があるのではないのでしょうか？  
そのような時のために次の内容を参考にして下さい。処方されてから何日も経った薬は、飲用を避けた方が賢明です。

#### ○薬は劣化する

薬は化学物質です。湿気や湿度、酸素や光、薬に含まれる水分に影響され、分解が進みます。包装容器が完璧でも、劣化の進み具合が遅いだけで必ず劣化します。劣化した薬を飲んだ場合に身体に影響が無いとは言い切れません。

#### ○分かりにくい有効期限

一般的なカプセル剤や錠剤などの有効期限は3年くらいとなっています。但しこの有効期限は、開封しないまま指定された条件の下にきちんと管理している状態に於いて品質が保証される期限を表しているもので、実際に私達（患者）が手にしたときは、薬の有効期限は正確に分からないケースがほとんどです。

加えて製薬メーカーで作られた薬は、出荷 ⇒ 輸送 ⇒ 薬局保管、と経路をたどっており、患者が受け取ったときの薬は完成後から数ヶ月ほど経過しているケースもあります。

#### ○処方した日数

有効期限の1つ答えとしては、“医師の処方した日数まで”と云うことが安全に繋がります。それは医師が診察した結果、医師は患者さんのその時の病気の状態に最適な薬とその量を処方しているからです。

使い切らなかった薬をとっておいて、又同じ症状が出たときに使いたくなることがありますが、症状は同じに見えてもその病気の原因は全く違うケースもあるのです。よって残っていた薬を飲んでも効かなかったり、かえって症状が悪化してしまう事もあります。もし薬が余った場合には、処分してしまうのが賢明です。

（たいていの薬局では余った薬を引き取って貰えます。）

#### ○保管方法

最近では、1度に2ヶ月分と長期に渡る薬が処方されることもあるので、その薬に合った保管をすることが大切です。

- ・錠剤・カプセル・粉末・・・光を避け低温で保管。冷蔵庫の中は結露が多いので湿度の面が万全ではなく、変色もおこりやすい。蓋付きの缶に乾燥剤を入れ、なるべく風通しが良い場所に置く。
- ・液剤・シロップなど・・・冷蔵庫の中で保管する。但し腐敗が早いので、残った場合は処分するのが原則。容器の口やカップに細菌が付着しやすいので常に清潔を保つ事が大切。
- ・座薬・・・体温で溶ける性質なので冷蔵庫の中が最適。一度溶けてしまったものや凍結したものは使用しないこと。

※ドラッグストアなどで売っている市販薬は、ほとんど期限が表記されているので必ず守って下さい。

以上

## マメ知識 ～医療費控除～

年間に支払った医療費が一定額を超えた場合、確定申告により還付されます

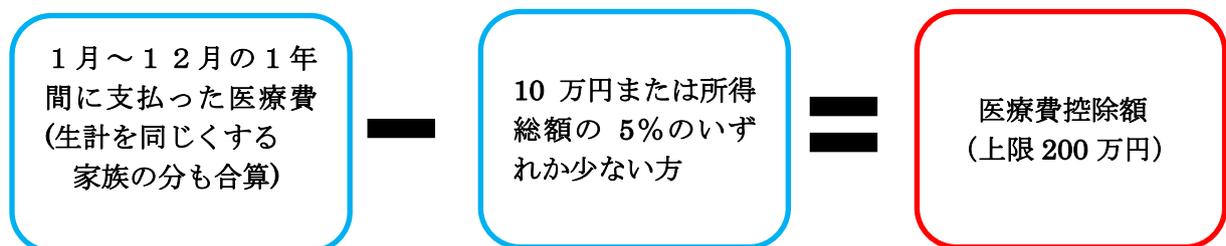
### 1. 医療費控除とは？

皆さんと生計を一にしている皆さんのご家族の分を含めて、その年の1/1～12/31の1年間に支払った医療費合計が一定額以上かかっている時は、確定申告をすることにより、超過支払分の医療費が課税所得から控除され税金の一部が還付される制度です。

### 2. 確定申告の時期

例年2/16～3/15ですが、会社員など給与所得者による医療費控除の還付申告は、1月からでも受け付けてもらえます。

### 3. 医療費控除の金額



※生命保険などから支給される給付金、健康保険組合から支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金、付加給付などは医療費から差引かれます。

### 4. 医療費控除の対象となる費用例

- ・医療機関に支払った診察費（健康診断費用・人間ドック費用を除く）
- ・治療のための医薬品費用（疾病予防などのビタミン剤やサプリメントなどを除く）
- ・医療用器具の購入またはレンタル費用
- ・通院費・往診費用
- ・歯科の保険外費用
- ・妊婦から産後までの診察と出産費
- ・あんま、指圧、はり、きゅうなどの施術費
- ・義手・義足などの購入費
- ・介護保険制度に基づく一定の施設及び居宅サービスの自己負担額
- ・その他

### 5. 確定申告に必要な書類

確定申告書、医療費の領収書、源泉徴収票、印鑑、マイナンバーカード（又は通知カード＋本人確認書類）、還付金を受取るための預金通帳（確定申告書は各市町村役場等で貰える他、国税庁HPからも作成できます。）

手続きなどの詳細は最寄りの税務署へお問い合わせ下さい。国税庁のホームページでは手続き方法が説明されており、画面上でも確定申告が作成出来ます。

<http://www.nta.go.jp/index.htm>